

## 第5回 日本口腔衛生学会認定地域口腔保健実践者研修会開催要領

# — 策定専門委員会委員長が語る — 歯科口腔保健法基本的事項(第二次)のポイント ～健康日本 21(第三次)との関連を含めて～

講師: 国立保健医療科学院 統括研究官 福田 英輝 先生

### 【事前抄録】

健康日本 21(第三次)が、2024(令和6)年から 12 年間計画として開始されます。本計画には、「歯・口腔の健康」が設けられていることはご存じのことと思います。一方、健康日本 21(第三次)と連携しつつ、歯科口腔保健施策を総合的に推進するために作成された「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(第二次)」別称「歯・口腔の健康づくりプラン」も 2023(令和 5)年 10 月に告示されています。本プランは、健康日本 21(第三次)に設置された3つの目標項目(① 歯周病を有する者の減少、②よく噛んで食べることができる者の増加、および③歯科検診の受診者の増加)を含む合計 17 項目を示した総合的な計画です。

歯・口腔の健康づくりプランを理解することは、わが国が抱える歯科口腔保健の課題を確認し、向こう 12 年間における歯科口腔保健施策の進むべき方向性を整理することになります。今回は、地域で活躍する歯科口腔保健の実践者皆様を広く対象に、平易な説明を心がけたいと考えております。地域口腔保健活動の重要な道しるべである歯・口腔の健康づくりプランを理解する機会となることを願っています。

### 1. 主催等

主催: 一般社団法人 日本口腔衛生学会

運営: 認定制度運営委員会地域口腔保健実践者認定部会

### 2. 開催方法

WEB 開催: オンライン(Zoom 使用)でのみご参加いただけます。

### 3. 日時

LIVE 配信: 2025(令和 6)年 2 月 18 日(日) 10:00～11:30

見逃し配信: 2025(令和 6)年 2 月 21 日(水) 19:00～20:30

※見逃し配信では質疑応答はありません。

### 4. 申込方法・申込期間

以下の URL に接続し、必要事項をご記入のうえ、お申込みください。

([https://oha1.heteml.net/jsch/form\\_oralhealth\\_05/](https://oha1.heteml.net/jsch/form_oralhealth_05/))

右の QR コードからもお申込みいただけます。



## 【申込期間】

2024(令和6)年1月11日(木)15:00~~~1月30日(火)17:00~~ 2月9日(火)17:00

※申込期間が延長となりました

- ・お申込み後に申込確認メールが届きます。
- ・携帯電話アドレスを使用する方は、gakkai37@kokuhoken.or.jpからのメールが受信できるよう、あらかじめ設定を行ったうえでお申込みください。
- ・確認メールが申込時に登録したメールアドレスに届かない場合は、本学会事務局までお問い合わせください。

5. 受講料 会員 2,000円  
非会員 3,000円

- ・参加申込後3日以内をめどに、本学会事務局より受講料の払込方法(振込先)を案内するメールを送信いたしますので、2024年2月14日(水)までにお振込みください。

## 6. 注意事項

- ・研修を受講できるインターネット環境およびパソコン、スマホ、タブレット等の動作検証についてはご自身でご準備をお願いします。
- ・受講に伴う通信費用は各自でご負担ください。
- ・講演の録画、録音、撮影(スクリーンショット含む)、および資料の2次利用、詳細内容のSNSへの投稿はご遠慮ください。
- ・お申込みと受講料の納入が完了した方には、研修会開催3日前(2024年2月15日(木))までに研修受講用の入室URLをメール送信いたします。
- ・修了証は、参加申込みの際にご登録いただいた住所へ後日学会事務局から郵送します。

## 【お問い合わせ先】

一般社団法人 日本口腔衛生学会事務局  
E-mail: gakkai37@kokuhoken.or.jp  
電話 : 03-3947-8891

### 【地域口腔保健実践者認定申請のための研修要件に関する留意事項】

- ・本制度において地域口腔保健実践者として認定されるためには、研修要件として認定申請の直近5年間に10単位の取得が必要です(研修以外の認定要件は上記WEBサイトでご確認ください)。
- ・本研修会を1回受講することにより5単位を取得することができます。ただし、同一内容の研修会のLIVE配信と見逃し配信を受講しても、2回分とはならず、1回分5単位のみでの認定となります。
- ・一方、各研修会の際に提示される課題に対するレポートを提出(任意)し、審査に合格すると、さらに5単位を取得することができ、地域口腔保健実践者の認定を受けるための研修要件10単位を満たすことも可能となっています。
- ・本学会の非会員であっても受講が可能であり、非会員の状態で取得した単位も、入会后に認定審査を受ける際に有効となります。